

福井ほっとする相続相談室がお届けする相続専門レポート

相伝 -souden



「相伝」という言葉は、技を伝える方法で先生から生徒へ直接教えることという直訳です。難しい相続や贈与など、資産税に関することを事例を交えながらわかりやすく書いています。ぜひご一読ください。

----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2026.1.20 vol.121



年頭所感

～心を繋ぎ、夢中で駆け抜けていく 2026 年に～



AI が、税務調査の世界にもやってきた！！

私達ができることは???

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ



私ども上坂会計グループは創業 1970 年 顧問先数 500 社を超える
会計事務所を母体にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ

UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)

福井ほっとする相続相談室 (福井事務所) 福井市江守中 2 丁目 1312 TEL : 0120-939-243

【今立事務所 (本社)】福井県越前市赤坂町 4-1 【小浜事務所】福井県小浜市小浜白鬚 100

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp

年頭所感

～心を繋ぎ、夢中で駆け抜けていく 2026 年に～

Writer 相続診断士／一級ファイナンシャルプランニング技能士 蒲 幸恵

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

年始に箱根駅伝を観まして深く心を打たれました。箱根路を駆け抜ける選手たちの姿から、努力を積み重ねることの尊さ、そしてチームのために決して諦めない姿勢を教えてもらい、背中をぐっと押してもらったような、清々しい気持ちで一年をスタートすることができました。

2026 年の午年（うまどし）は、60 年に一度巡ってくる特別な「丙午（ひのえうま）」の年です。勢いよく駆け出す馬のように、新しい挑戦や変化に前向きに向き合うことで、大きな飛躍や実りが期待できる転換の年ともいわれています。この一年が、皆さまにとって健やかでありますように。そして、心がほどけるような時間に満ち笑顔が自然と広がる一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

さて、この「相伝」もおかげさまで発行 18 年目を迎えました。「相続を、できるだけ分かりやすく、お客様にお伝えしたい」そんな想いを胸に、相続チームメンバーたちと心を込めて執筆しています。引き続きご愛読いただき、気になることやふとした疑問がありましたら、どうぞお気軽にお声がけいただけましたら幸いです。

上坂会計グループ『福井ほっとする相続相談室』では、今年も二つのことに挑戦します。

① 嶺南地区での無料相談の充実

小浜地区で無料相談を始めて、今年で 2 年目を迎えます。嶺南地区には、相続について具体的に相談できる場所が少なく、お困りの方も多いと感じています。

今年はアライアンスも組みながら、より地域に根ざした相談会の開催に挑戦してまいります。もちろん、越前地区・福井地区も引き続き継続いたしますので、ご安心ください。地域の皆さまに足を運んでいただけることは、私たちにとって何よりの励みであり、「この町でお役に立てている」という実感につながっています。

私たちはこれからも、地域密着で「ホッと」をずっとというビジョンを掲げ、寄り添い続けてまいります。

② チーム力の強化、そしてよりお客様へ

昨年、相続チームメンバーで読書会を行い、個人の経験や知識として蓄積されている“暗黙知”を形式知化し、新たな価値を生み出していくことの大切さを学びました。その目的はただ一つ。

相続で悩まれるお客様や、そのご家族に寄り添い、「頼れる存在」であり続けることです。最近では、一度きりの相続ではなく、二次相続や将来を見据えたご相談も増えてきました。相続は、箱根駅伝のように、ご家族の心を繋ぎ、想いという“たすき”を次の世代へとつないでいくものだと感じています。

「何かあったら、まず上坂さんに相談しよう」そう思っただけの存在でいられるよう、これからもチーム一丸となって、力を磨いてまいります。

最後に、私たち上坂会計グループのコミュニケーションワードは、「夢中で未来を変えにいく」となりました。2026年は、チームでも心を繋ぎ、夢中で駆け抜けてまいります。

本年も、上坂会計グループ『福井ほっとする相続相談室』を何卒よろしくお願い申し上げます。



AIが、税務調査の世界にもやってきた！！ 私達ができることは？？？

Writer 公認会計士／税理士 上坂 朋宏

■ AIが、税務調査の世界にもやってきた！！私達ができることは？？？

あけましておめでとうございます。2026年も、皆様のお役にたてるような情報を発信してまいりたいと思いますので、1年間よろしく申し上げます。

毎日のように新聞やテレビなどででてくるので、AIについては、皆様もイメージがあると思います。AI、それは、人工知能と呼ばれるもの。その定義は、文部科学省が出しているサイトには、

「コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになりました。それが現在のAIの中心技術、機械学習です。機械学習をはじめとしたAI技術により、翻訳や自動運転、医療画像診断や囲碁といった人間の知的活動に、AIが大きな役割を果たしつつあります。」

と書いてあります。簡単に言うと、人間が疑問に思うことをAIに質問をすれば、AIはその答えをくれるということ。または、AIに命令すれば、命令したとおりに動くということ。こんな便利なツールが、私達の生活にも入り込んでいます。

そして、税の世界。

法人税においては、数年前からAIが導入されています。申告内容のデータに基づいて、AIが申告漏れの可能性が高い納税者を選定するなどしています。この流れがよいよ相続税にもやってきています。前年の7月からは、相続税の税務調査についても、AIが本格的に導入されています。

AIの活用方法ですが、これは法人税と同じく、まずは税務調査を行う先の選定です。国税が独自開発したAIを活用してデータ分析を行い、その結果をもとに税務調査を行うべき先を効率的に選定します。

どのように相続税の調査選定を行うのか。それは、令和5年以降に発生した全国のすべての相続税申告書データを、国税庁のAIが分析します。

分析にあたっては、申告漏れなどが生じる可能性が高いかどうかを判断してスコア付けし、そしてこのスコアが高い場合には、申告漏れリスクが高い案件であるとAIが判断したものになります。その後現場の各税務署に送られ、この結果をもとに実際に税務署で税務調査を行うかどうかの選定の参考にするということになっているようです。AIでのデータは、相続税の申告だけに限らず、過去の調査実績や確定申告書、財産債務調書などの情報も参考にしながらスコアをつけるようです。

繰り返しになりますが、このことによって、国税庁は、

- ① 調査対象の選定と正しい税金の計算をしてないであろう申告書を事前にみつける確率が高くなる。
- ② 人海戦術ではどうしてもさばききれなかった膨大な申告書のすべてをAIがスクリーニングすることにより、対象範囲が広がり①につながるという2つの大きな効果があると思います。

では、納税者側としては、どのような対策をすればよいのでしょうか？

AIが思考しないことを考えて、わからない方法で財産を隠す。なんてことは考えないでくださいね。AIが思考しないことは、人間には思考できません。AIの能力は、人間よりもはるか彼方にあるという認識をもっていただければよいと思います。

では、どうすれば???

それは、私達が今までも皆様に発信してきた、正しい申告書を作成することを、今までより以上に、精緻に進めることが、一番の対処法だと考えています。

そのためには、日頃から、財産を譲渡や贈与などで移動させたいときは、私どものような専門家に、事前にご相談いただくことが良いかと思います。

2025年の暮れには、令和8年度の税制改正大綱も出されており、国会の承認が得られれば、施行されることとなります。このような最新の情報も発信していきますので、2026年もどうかよろしくをお願いします。



相続アドバイザーのつぶやき

年が明けると、私たちは年末調整業務を終え、確定申告に向けて本格的に動き出していきます。

この時期は通常業務に加えて何倍もの確定申告業務をこなさなければなりません、1日でも早く税務署へ提出するというのが上坂会計のモットーであり、長年続けている強い思いがあります。そのために全員一致協力体制で立ち向かい駆け抜けていきます。また、RPAといういわゆるロボットに一部の定型作業をやってもらうなど、時代の流れとともにその取り組みも進化してきました。

毎年税制改正にも対応していく必要があり、税務判断に迷うところも多いかと思うので、確定申告や相続・贈与にお困りの方はぜひご相談ください。